

<対策のポイント>

畜産振興、畜産物の安定供給等を図るため、家畜伝染病の発生等に関し緊急に対応が必要なものについて、**家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性** 疾病等の発生予防及びまん延防止対策の徹底や、**獣医療提供体制の強化に対する対策**に取り組みます。

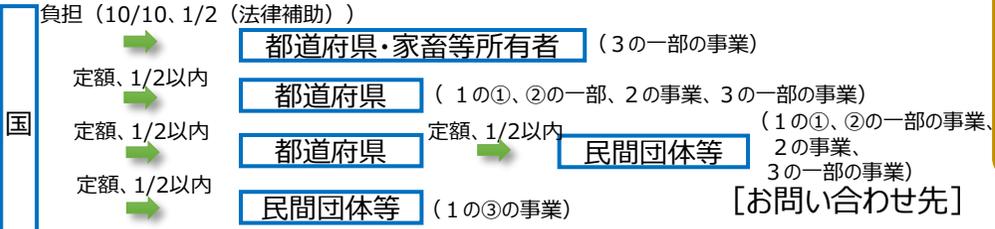
<事業目標>

家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止等による畜産業の生産基盤強化

<事業の内容>

- 1. 地域における家畜防疫体制の強化** 248百万円
 - 国内線空港における消毒など、地域の旅行者等の特色に応じた**消毒対策**の強化に対する支援を行います。
 - 野生動物対策**として、特に九州地方の豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランス強化、ジビエ処理施設の車両消毒設備導入、また県での検査体制強化の支援をします。
 - 地域の**獣医療体制を整備**するため、デジタル技術を活用した**場所を選ばない迅速な診断**を可能とする**産業動物遠隔診療**を支援します。
- 2. 農場における家畜防疫対策の緊急強化** 143百万円
養豚場への豚熱、アフリカ豚熱の侵入を防止するため、**野生動物や雨水の侵入防止効果が高い「壁」の整備**を支援します。
- 3. 迅速かつ的確なまん延防止措置** 8,211百万円
うち、家畜伝染病予防費 7,900百万円
家畜伝染病等が発生した際に、**迅速かつ的確にまん延防止措置を講ずるための費用**を措置するほか、**野生動物におけるアフリカ豚熱発生や、牛における鳥インフルエンザ感染やランピースキン病のまん延防止のための取組**を推進します。
- 4. 水際対策の強化** 455百万円
動物検疫所における**輸入検査体制の維持・水際検疫の強化**を図るため、**旅客の携帯する靴や自転車等車両の消毒強化、検査機器等の整備**を推進します。

<事業の流れ>



※ 3の一部、4の事業については直轄で実施

<事業イメージ>

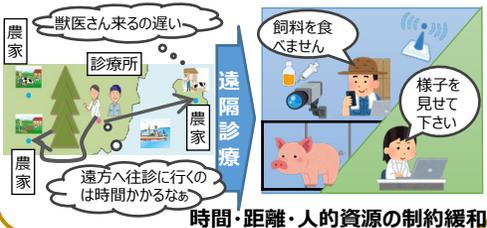
1. 地域における家畜防疫体制の緊急強化

国内線空港等における消毒対策



(写真(は国際線))

産業動物遠隔診療のイメージ



時間・距離・人的資源の制約緩和

3. 迅速かつ的確なまん延防止措置

家畜伝染病予防費

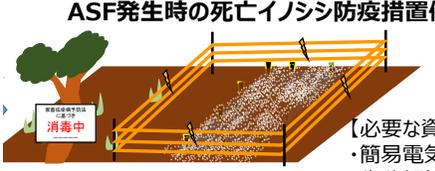
家畜伝染病予防費負担金	患者処理手当等交付金
-------------	------------

発生予防	まん延防止
------	-------

発生状況確認のための検査、家畜等の移動・搬出制限、患者・疑似患者の焼埋却、消毒ポイントの設置等に要する経費

患者・疑似患者の焼埋却に要する経費、患者・疑似患者の手当金、予防殺した指定家畜の生産に要した費用

ASF発生時の死亡イノシシ防疫措置例



【必要な資材】
・簡易電気柵
・生分解性シート
・フェンス 等

2. 農場における家畜防疫対策の緊急強化

野生動物侵入防止壁



4. 水際対策の更なる強化

港における自転車消毒



(1の③の事業以外) 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-5994)

(1の③の事業) 畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

47 重要病害虫侵入・まん延防止緊急対策事業

【令和6年度補正予算額 589百万円】

<対策のポイント>

温暖化等の気候変動、人流・物流の増加を背景として、我が国への侵入・まん延リスクが高まっている重要病害虫に対し、早期発見・早期防除等の取組を緊急的に支援する。

<事業目標>

重要病害虫の侵入・まん延防止措置の強化

<事業の内容>

1. 重要病害虫の早期発見・早期防除の取組強化

- ① **初動防除・緊急防除の確実な実施**
一部地域で発生が確認されているセンチュウ類やミバエ類等の重要病害虫に対し、**その定着・まん延防止のため、初動防除及び植物防疫法に基づく緊急防除を実施**します。
- ② **果樹産地におけるクビアカツヤカミキリに対する新たな防除体系の確立**
国内で発生が拡大しているクビアカツヤカミキリについて、封じ込めや被害低減を目的とした分布調査・各種防除等、**果樹産地で取り組む新たな防除体系の確立に向けた実証等を支援**します。
- ③ **病害虫の侵入防止、早期発見に資する資材等の整備**
侵入調査等で発見されるミカンコバエ種群等の重要病害虫について、発生範囲の特定や速やかな初動防除に用いる**防除資材等を整備**します。

2. インターネット上の違反品の流通実態調査の実施

輸入禁止品の持ち込みリスクへの対応を強化するため、ECサイト、ブログ、SNS等のインターネット上の膨大な情報から、**違法に国内に持ち込まれ、販売、栽培又は飼育されていることが疑われる植物や昆虫等に関する情報を収集し、効果的かつ効率的な監視・分析手法に係る調査研究**を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

気候変動や人流・物流を背景とした病害虫の侵入・まん延リスクの高まり



病害虫の定着・まん延防止



調査結果を踏まえた、指導、注意喚起等の実施、水際対策の強化

【お問い合わせ先】消費・安全局植物防疫課 (03-3502-5976)

48 花粉症解決に向けた緊急総合対策＜一部公共＞

【令和6年度補正予算額 5,655百万円】

＜対策のポイント＞

「花粉症対策初期集中対応パッケージ」の着実な実行に向けて、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化やスギ材の需要拡大、花粉の少ない苗木の生産拡大、林業の生産性向上及び労働力の確保、花粉の飛散量の予測、花粉の飛散防止、スギ花粉米の安全性・有効性の検証等の総合的な対策を推進します。また、森林整備事業においても、スギ人工林伐採重点区域における林業専用道の整備等を支援します。

＜事業目標＞

スギ花粉の発生量の削減（令和2年度比 約2割削減 [令和15年度まで]、5割削減 [令和35年度まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

5,635百万円

① スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域における、伐採・植替えに寄与する路網整備や伐採・植替えの一貫作業、森林所有者への働きかけ支援による森林の集約化を支援します。

② スギ材の需要拡大

住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進、集成材工場や保管施設等の整備等を支援します。

③ 花粉の少ない苗木の生産拡大

官民を挙げた苗木増産等の体制強化、革新的苗木生産技術の開発加速化、花粉の少ない苗木の広域流通を支援します。

④ 林業の生産性向上及び労働力の確保

意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入、農業や建設業など他産業との連携等を支援します。

⑤ 花粉飛散量の予測・飛散防止

花粉飛散予測の向上に向けた森林資源情報の高度化、森林現場における花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査の実施を支援します。

（関連事業）林業・木材産業国際競争力強化総合対策＜一部公共＞

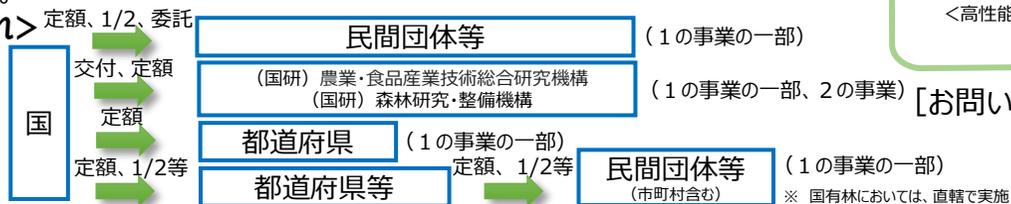
45,853百万円の内数

2. スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証

21百万円

実用化に向け、動物等を用いた作用機序や安全性・有効性のデータの取得を進めます。

＜事業の流れ＞



発生源対策

スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

スギ人工林伐採重点区域において
・伐採・植替えの一貫作業と路網整備を推進
・森林所有者への働きかけ支援による森林の集約化の促進



＜路網の整備＞



＜植替え＞

林業の生産性向上及び労働力の確保

・意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入
・農業・建設業等の他産業、他地域との連携の推進



＜高性能林業機械＞

スギ材需要の拡大

・住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用促進
・集成材工場、保管施設等の整備等



＜スギJAS集成材＞

花粉の少ない苗木の生産拡大

・森林研究・整備機構における原種苗木増産
・都道府県による種穂増産
・民間事業者による苗木増産等の体制強化
・苗木生産に係る革新的技術の開発加速化
・苗木の生産量が多い産地から少ない地域への供給の促進



＜原種増産施設＞

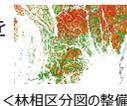


＜閉鎖型採種圃＞

飛散対策

花粉飛散量の予測

・花粉飛散予測に向けた森林資源情報の高度化を推進



＜林相区分図の整備＞

花粉の飛散防止

・森林現場で花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を支援



＜花粉飛散防止剤により枯死した雄花＞

発症・曝露対策

スギ花粉米の実用化に向けた安全性・有効性の検証

・動物等を用いたスギ花粉米[※]の作用機序や安全性・有効性のデータの取得

※構造を改変したスギ花粉米の原因物質をコメに蓄積させ、免疫寛容を誘導する（スギ花粉に慣れ、アレルギー反応が起きなくなる）新しい治療法



【お問い合わせ先】

1の事業 林野庁森林利用課 (03-3501-3845)
2の事業 農林水産技術会議事務局研究開発官室 (基礎・基盤、環境) (03-3502-0536)

49 森林病害虫等被害拡大防止緊急対策

【令和6年度補正予算額 663百万円】

<対策のポイント>

松くい虫やナラ枯れの被害が拡大している地域において、被害木を駆除し、被害拡大を防止します。

<事業目標>

保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制 [令和7年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 民有林における被害拡大防止緊急対策

- ① 松くい虫被害の増加している被害先端地域における特に公益性の高い松林を保全するための被害木の駆除を支援します。
- ② ナラ枯れ被害の侵入初期の水際対策として行う、被害先端地域での被害木の駆除を支援します。

2. 国有林直轄被害拡大防止緊急対策

- ① 松くい虫被害の増加している地域における重要な松林を保全するための被害木の駆除を実施します。
- ② ナラ枯れ被害の侵入初期の水際対策として行う、被害先端地域での被害木の駆除を実施します。

<事業の流れ>



※国有林においては直轄で実施

駆除

- ・ドローン等により被害木の探査を行った上で伐倒し、くん蒸・破碎等により、被害木に生息しているマツノマダラカミキリやカシノナガキクイムシの幼虫を駆除します



くん蒸処理



破碎処理

【お問い合わせ先】 (1の事業) 林野庁研究指導課 (03-3502-1063)
(2の事業) 業務課 (03-6744-2325)

<対策のポイント>

主要魚種の記録的な不漁等の影響がある中で、**計画的に資源管理等に取り組む漁業者**の経営を支えるため、漁獲変動等による**減収を補填**します。

<政策目標>

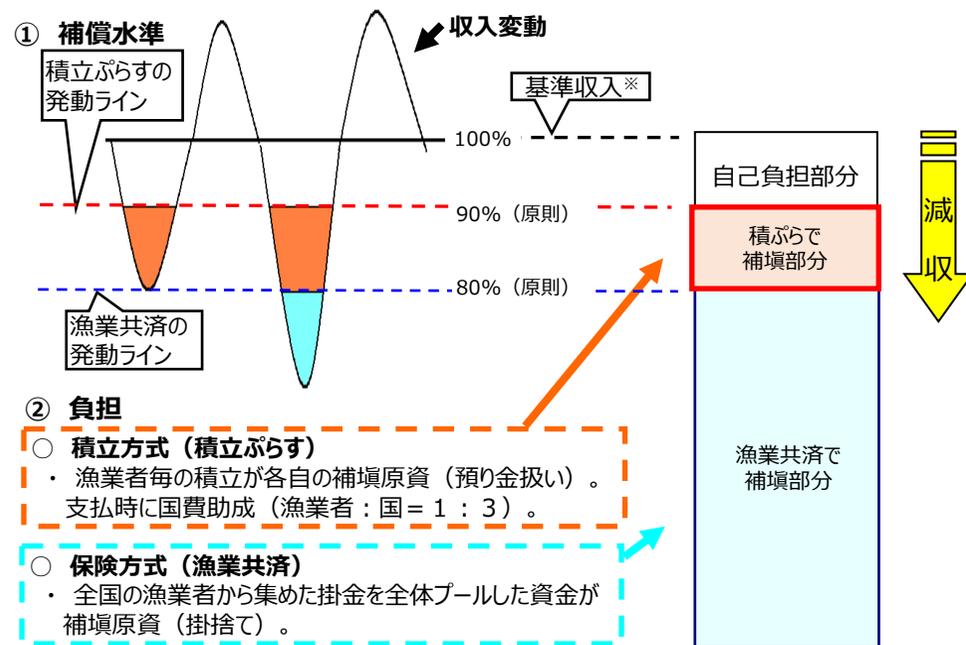
漁業経営安定対策の下で資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合（90%）

<事業の内容>

資源管理等推進収入安定対策事業費（積立ぶらす）

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が
拠出した積立金と国費により補填します。（漁業者と国の積立金の負担割合は
1：3）

<事業イメージ>



<事業の流れ>



※基準収入
漁業者毎の直近5年
収入のうち、最大と最小
を除く3カ年平均

積ぶら払戻金の負担割合

漁業者	国
1	3

51 海業振興緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 200百万円】

<対策のポイント>

海業の全国展開による、地域の所得向上と雇用機会の確保に向けて、**漁港施設等活用事業の活用等を緊急に促進**するため、**モデル地区における実証や、漁業者等が海業に一步を踏み出すための調査、効果分析、取組の実証実施等を支援**します。

<事業目標>

当該事業の実施地区における、地域の漁業者等の海業による所得の向上及び水産物の消費増進の達成

<事業の内容>

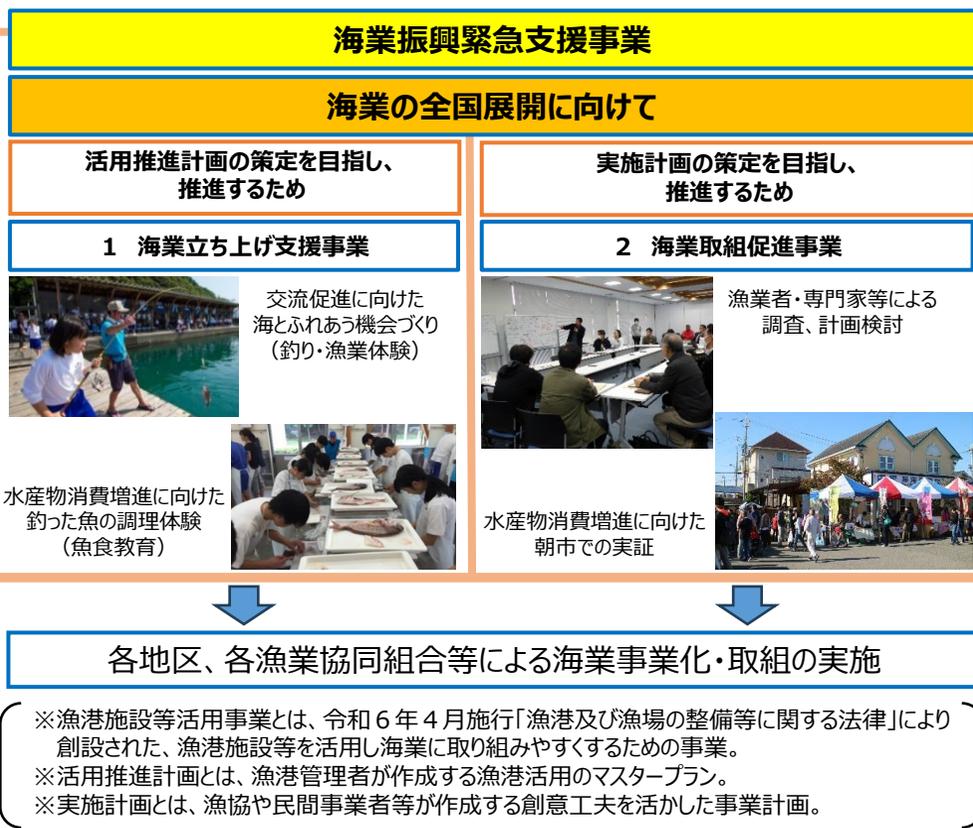
1. 海業立ち上げ支援事業

海業の全国展開にあたり、**活用推進計画策定を目指すモデル地区において、国の施策として率先して取り組むべきテーマに対して、活用推進計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等の民間事業者が行うモデルづくりを支援**します。

2. 海業取組促進事業

地域において海業への一步を踏み出し、**実施計画策定を目指すため、漁業協同組合等の海業取組に係る実施計画の策定に必要な調査、効果分析、取組の実証等を支援**します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】水産庁計画・海業政策課 (03-3506-7897)

<対策のポイント>

韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国の水域において漁業者が行う、外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

<政策目標>

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営の安定

<事業の内容>

<事業イメージ>

日本海等において韓国・中国漁船等により影響を受けている漁場の機能回復や日韓漁業交渉中断等に伴う我が国漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金により支援します。

<背景>

日本海と東シナ海において、本来、我が国が主権的権利を行使すべき水域に広大な日韓暫定水域や日中暫定措置水域等が設定され、外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄による漁場の荒廃や資源の悪化が生じており、外国漁船に対応し、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を図るとともに、我が国漁業者の経営安定・被害救済を実施することが重要です。

1. 漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等を支援します。

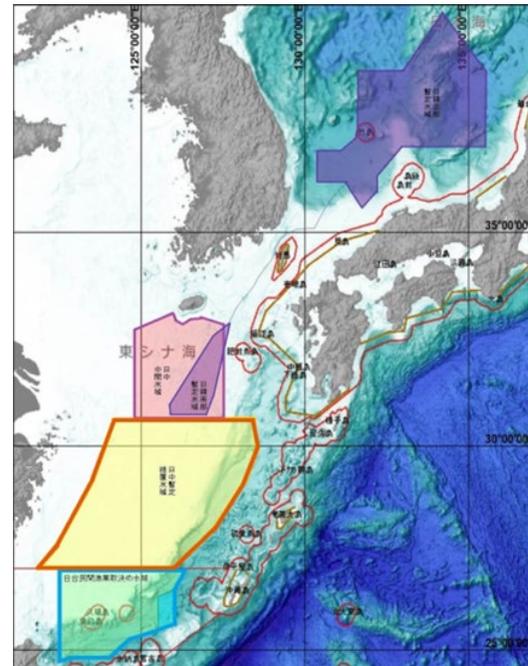
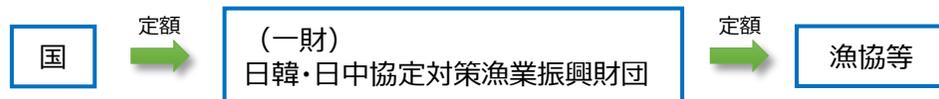
2. 漁業経営安定化支援等

緊急避泊する外国漁船による漁具や施設の被害を軽減するための監視活動等を支援します。

3. 外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等を支援します。

<事業の流れ>



韓国漁船等による投棄漁具の回収



外国漁船の調査・監視



<対策のポイント>

日台民間漁業取決め水域等において、**沖縄の漁業者が行う、外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等**を支援します。

<政策目標>

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営の安定

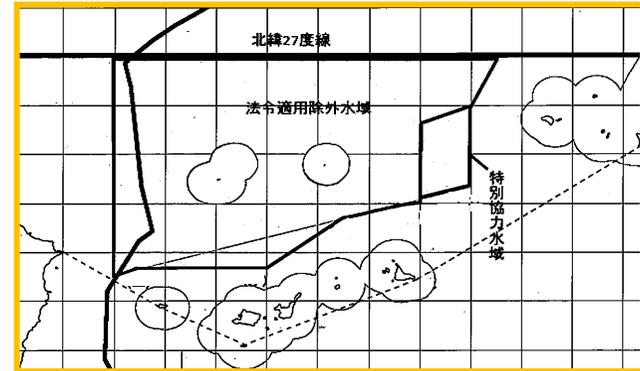
<事業の内容>

<事業イメージ>

外国漁船により影響を受けている**沖縄県の漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金により支援**します。

<背景>

日台民間漁業取決め（平成25年署名）において、互いに**相手側の漁船に関係法令を適用しない水域が設定された結果、台湾漁船の漁場占拠により沖縄県漁船の操業が脅かされる状況が続いています**。また、台湾漁船等が投棄したはえ縄等の漁具により漁場の荒廃や沖縄県漁船の操業・航行への支障が生じており、**漁業者の経営安定・被害救済を実施することが重要です**。



1. 外国漁船対策

- ① 外国漁船による投棄漁具の回収・処分を支援します。
- ② 外国漁船の操業状況調査・監視、漁具・施設被害の復旧等を支援します。
- ③ 外国漁業者との民間交流による操業ルール策定を支援します。
- ④ 漁業者の安全操業確保に必要な機器の整備を支援します。

2. 漁業振興対策

沖縄産水産物の流通促進及び消費の拡大に必要な取組等を支援します。

3. 漁業環境整備の推進

海岸清掃等の活動を支援します。

<台湾漁船対策>



<漁業振興対策>

流通の目詰まりを解消するために行う消費地のニーズ把握や必要な加工機器の整備等の支援

<漁業環境整備の推進>

漁場生産力・漁労生産性向上のため、漂流・漂着ゴミの除去活動への支援



<事業の流れ>



54 赤潮対策緊急支援事業

【令和6年度補正予算額 2,000百万円】

<対策のポイント>

今後も安定的な養殖生産を確保するために、今後の被害を軽減させるための**モニタリング体制構築や発生抑制対策等の実証を支援するとともに、被害軽減対策の導入を支援**します。また、北海道における赤潮について、**今後の漁業被害の防止・軽減を図るための対策技術に関する研究開発等**や**漁業者等による岩盤清掃、生残ウニの移植、漁場環境の把握等の漁場再生の活動を支援**します。

<政策目標>

- 海洋環境の変化に対応した安定的な養殖生産体制の構築
- 北海道太平洋側の赤潮や漁業被害が発生した地域における漁場環境の回復

<事業の内容>

1. 赤潮による養殖被害緊急総合対策

- ①省人・自動化による持続可能で柔軟な赤潮モニタリング体制構築実証支援**
赤潮の早期感知に必要な海況観測ブイや携行可能な観測機器等の導入による広域的かつ機動的なモニタリング体制構築への実証を支援します。
- ②海洋環境の変化に対応した赤潮発生抑制対策等実証支援**
各種底質改良剤、赤潮防除剤の比較試験、貝類の複合養殖等の赤潮発生抑制対策の実証を支援します。
- ③赤潮被害軽減対策**
赤潮被害軽減に必要な避難漁場・新規漁場の調査及び整備、生簀の大型化並びに足し網・底枠の導入に要する経費を支援します。

2. 北海道赤潮対策緊急支援事業

- ①漁場環境改善緊急対策事業**
北海道の赤潮について、被害軽減技術や発生機構の解明に向けた調査研究、モニタリング・予察の技術開発及び開発された技術の移転を行います。
- ②環境・生態系保全緊急対策事業**
漁場環境の回復を図るため、北海道の赤潮被害地域において、岩盤清掃、生残ウニの移植、漁場環境の把握等の活動を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 赤潮による養殖被害緊急総合対策

令和6年、各地で赤潮による漁業被害が発生。海洋環境の変化に伴い赤潮の発生傾向が変化しており、安定的な養殖生産に支障をきたすおそれ。

広域的・機動的な モニタリング体制の構築	発生抑制等 例：二枚貝との複合養殖	被害軽減 例：避難漁場、大型化、足し網

2. 北海道赤潮対策緊急支援事業

- 令和3年に北海道で赤潮が発生。
- 同時期に魚介類の大量へい死が発生。
- 赤潮の対策技術の開発等を進める必要。
- 漁業者等による漁場環境の調査や漁場再生の取組が必要。



赤潮の対策技術に関する研究開発と開発された技術の移転

漁業者等による岩盤清掃、生残ウニの移植、漁場環境の把握等の活動

【お問い合わせ先】

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1 ①②、2 ①の事業) | 水産庁漁場資源課 (03-6744-2382) |
| (1 ③の事業) | 裁培養殖課 (03-3502-0895) |
| (2 ②の事業) | 防災漁村課 (03-3501-3082) |

55 我が国の食料安全保障と産業発展にも資するグローバルサウス農林水産協力

【令和6年度補正予算額 695百万円】

<対策のポイント>

開発途上国の農林水産分野の持続可能性確保と生産性向上の両立に向けた支援を通じて、我が国の食料安全保障の確保や、農業関連企業の海外展開の促進、農業二国間クレジット制度を活用した我が国のカーボンニュートラルの推進を図ります。

<事業目標>

- 温室効果ガス（GHG）削減に向けた農業技術等の開発・普及の加速化のための測定基盤の整備とGHG測定者の育成（15名以上 [令和10年度まで]）
- 海外漁場で操業する海外まき網漁業の漁船数（許可隻数）の維持（30隻 [令和10年度]）

<事業の内容>

1. ASEAN諸国における温室効果ガス削減に向けた農業施策促進事業 374百万円
GHG排出削減に向けた農業技術等の開発・普及の更なる加速化を図るため、フィリピンに置かれている国際稲研究所（IRRI）にGHG測定のための基盤を整備します。また、ASEAN諸国における技能者の育成を行うことで国内の測定関連企業の海外展開を図るため、IRRIにGHG測定のトレーニング体制を整備します。

2. 太平洋島嶼国持続的漁業推進緊急支援事業 120百万円
第10回太平洋・島サミット（PALM10）の成果文書の理念に沿って、我が国と入漁協定を締結している太平洋島嶼国のニーズを踏まえ、漁具や船外機、製氷機、漁獲物運搬用のトラック等の水産関係の資機材等を供与するとともに、当該漁業施設等の適切な使用・維持管理等に関する技術指導を実施します。

3. ウクライナ農業回復緊急支援事業 201百万円
実現可能性調査（F/S調査）やウクライナ政府関係者の招へい、技術者等の現地派遣、サプライチェーン強化活動、個社の事業支援・成果の取りまとめ等を通じて、日本企業のウクライナ農業復興への参画を支援しながら、ウクライナ農業の早期回復、世界の食料安全保障への寄与を図ります。

<事業の流れ>



[お問い合わせ先]

<事業イメージ>

IRRI(国際稲研究所)
CGIAR

ASEAN諸国へのGHG削減技術の開発・普及の促進

食料安全保障や海洋安全保障の観点から、太平洋島嶼国との関係強化が喫緊の課題

入漁料の高騰や現地化・現地投資など、他の漁業国との競争が激化

太平洋島嶼国に対して資機材等の供与等のニーズに応じた漁業協力を充実させることにより、太平洋島嶼国との協力関係を強化

● 事業参入に際しての条件・課題等を把握する調査

● ウクライナ側との意見交換、研修、専門家派遣等

農業復興への日本企業の参画
ウクライナ農業の早期回復
食料安全保障への寄与

(1の事業) 農林水産技術会議事務局国際研究官室 (03-3502-7466)
 (2の事業) 水産庁国際課 (03-6744-2366)
 (3の事業) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)

<対策のポイント>

激甚化・頻発化する豪雨災害を踏まえた「流域治水」の取組、農業水利施設の安定的な機能の発揮、老朽化対策及び豪雨・地震対策、農業用ため池の防災・減災対策等を実施し、農村地域の防災・減災、国土強靱化を図ります。

<事業目標>

- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（約21万ha [令和7年度まで]）
- 田んぼダムに取り組む水田の面積の増加（令和2年度取組面積の約3倍 [令和7年度まで]）
- 更新が必要と判明している基幹的農業水利施設への対策着手の割合（10割 [令和7年度まで]）
- 防災重点農業用ため池への防災・減災対策の着手（約37,000か所 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 流域治水対策（農業水利施設の整備）

農業用ダムの洪水調節機能強化のための既存農業水利施設の補修・更新、市街地・集落を含む農村地域の排水対策のための農業水利施設の整備を推進します。

2. 流域治水対策（水田の貯留機能向上）

水田の貯留機能向上のための田んぼダム等に取り組む地域で実施される農地整備事業を推進します。

3. 農業水利施設等の安定的な機能の発揮、老朽化対策、豪雨・地震対策

激甚化・頻発化する豪雨災害等に対応した農業水利施設等の老朽化対策、豪雨・地震対策、施設の集約・再編等を含めた適切な整備を図るとともに、施設の効率的かつ効果的な維持管理を実現するための省エネ化を推進します。

4. 防災重点農業用ため池の防災・減災対策

近年増加している自然災害に備え、防災重点農業用ため池の劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、統廃合を含む防災工事を推進します。

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

集中豪雨・地震等の自然災害の激甚化

- 時間50mmを超える豪雨の発生頻度は近年増加傾向にあり、洪水、湛水被害等が激化
- 南海トラフ地震の被害想定エリアには全国の基幹的水利施設の3割が存在
- ため池は全国に15万箇所。そのうちの主要なため池の約7割が江戸時代以前の築造又は築造年代が不明であり、豪雨や地震に対して脆弱なものが多数

50mm/hrの降雨発生回数

震度分布	該当面積
震度6弱以上	約7.1万km ²
震度6強以上	約2.9万km ²
震度7	約0.4万km ²

出典：内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会 資料

豪雨により決壊したため池

豪雨で湛水した集落排水施設

浸水した排水ポンプ

南海トラフ地震をはじめ、日本海溝・千島海溝型地震などの発生が懸念。

対策のイメージ

●流域治水対策

農業用ダムの改修

●老朽化対策、豪雨・地震対策

農地整備と河川整備の連携

●ため池の防災・減災対策

頭首工堰柱の耐震化

●ため池の防災・減災対策

堤体の改修

【お問い合わせ先】

(1の事業)	農村振興局水資源課	(03-3592-6810)
(2の事業)	農地資源課	(03-6744-2208)
(3の事業)	水資源課	(03-6744-1363)
(4の事業)	防災課	(03-6744-2210)

57 治山施設の設置等による対策 <公共>

【令和6年度補正予算額 31,045百万円】

<対策のポイント>

豪雨・地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、令和6年の梅雨前線や台風に伴う大雨等により荒廃した山地・溪流の復旧整備を推進するとともに、山地災害危険地区や氾濫した河川の上流域等において、治山施設の整備等による防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約58.1千集落〔令和5年度〕→約60.5千集落〔令和10年度〕）

<事業の内容>

1. 荒廃山地・溪流の緊急的な復旧整備

令和6年の梅雨前線や台風による大雨等により荒廃した山地・溪流について、下流への被害を防止するための緊急的な復旧整備を推進します。

2. 激甚化する災害を踏まえた防災・減災対策

森林の有する土砂流出防止機能や水源涵養機能等の適切な発揮のため、流域治水の取組等も踏まえ、山地災害危険地区や氾濫した河川上流域等を対象に、流木、土石流、山腹崩壊の発生を抑制する治山施設の整備等を推進します。

また、津波避難路を保全するための予防治山対策を強化します。

<事業の流れ>



※ 国有林及び民有林の一部においては、直轄で実施

<事業イメージ>



山地災害危険地区のうち、特に緊要度の高いエリアにおける治山施設の整備



流木捕捉式治山ダムの設置



土砂の流出・侵食を防止し、森林の保水機能を向上



土砂流出を防止する治山ダム群の整備

筋工・柵工と組み合わせた保安林整備



【お問い合わせ先】 林野庁治山課 (03-6744-2308)

58 森林整備による対策<公共>

【令和6年度補正予算額 20,106百万円】

<対策のポイント>

森林の防災・保水機能の発揮のため、**山地災害危険地区周辺や氾濫した河川の上流域等における間伐等の森林整備**のほか、防災機能の強化に向けた**林道の開設・改良・機能回復、老朽化対策等を推進**します。

<事業目標>

森林吸収量2.7%（平成25年度総排出量比）の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

<事業の内容>

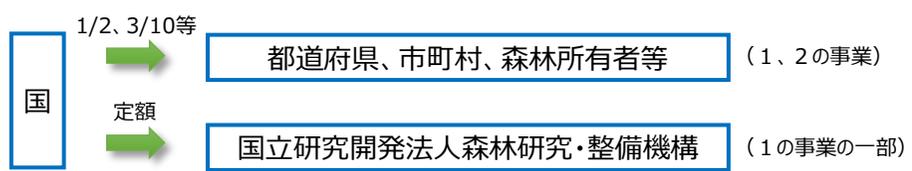
1. 防災・保水機能を高めるための森林整備

森林の防災・保水機能を発揮させるため、流域治水の取組等も踏まえ、**山地災害危険地区や重要なインフラ周辺等のうち特に緊要度の高いエリア、氾濫した河川上流域等**を対象に**間伐、再造林等の森林整備**を推進します。

2. 防災機能の強化に向けた路網整備

強靱で災害に強い林道の開設・改良・機能回復等を推進するとともに、林道施設の**老朽化対策等とPCB廃棄物の処理対策**を一体的に推進します。

<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

<事業イメージ>

防災・保水機能を高めるための森林整備



防災機能の強化に向けた路網整備



一体的に実施し
効率化を図る

老朽化した林道橋の補修 PCBを含む塗膜の剥離工事

【お問い合わせ先】 林野庁整備課 (03-6744-2303)

59 漁業地域における防災・減災対策 <公共>

【令和6年度補正予算額 28,000百万円】

<対策のポイント>

切迫する南海トラフ地震・津波等の大規模自然災害や、気候変動に伴い激甚化が懸念される台風・低気圧災害に備え、**漁業地域の地震・津波・高潮・高波対策等を推進**します。また、漁港施設の**老朽化対策を推進**します。

<事業目標>

流通・防災の拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合の増加（55% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 地震・津波対策

地震発生時の被害の防止・軽減や被災後の水産業の早期回復を図るため、**防波堤や岸壁等の耐震・耐津波化**等を推進します。

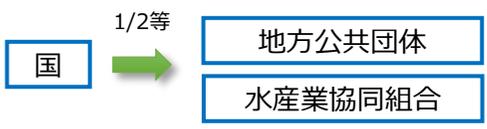
2. 台風・低気圧対策

台風・低気圧に伴う高潮・高波等による被害を防ぐため、**防波堤の耐浪化や嵩上げ**等を推進します。

3. 老朽化対策

漁港施設の**予防保全型メンテナンスへの転換を図る老朽化対策**を推進します。

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<事業イメージ>

防波堤や岸壁等の地震・津波対策	防波堤等の台風・低気圧対策	漁港施設の老朽化対策
		
地震により岸壁が倒壊	台風に伴う高波が防波堤を越波	老朽化した岸壁
		
岸壁を耐震化することで、緊急物資の荷揚げが可能	嵩上げにより越波を防ぎ、港内静穏度を確保	損傷が軽微な段階で予防的な修繕を実施

<対策のポイント>

気候変動による海面水位の上昇等が懸念される中、大規模地震による津波や東京湾をはじめとするゼロメートル地帯の高潮等に対して、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を実施します。また、老朽化が進行した海岸堤防等において、海岸保全施設の機能の回復を図り、修繕・更新を実施します。

<政策目標>

海岸堤防等の整備率（ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策の実施率：53% [令和元年度] →64% [令和7年度まで]）

<事業の内容>

大規模地震による津波やゼロメートル地帯の高潮等に対し、沿岸域における安全性向上を図る津波・高潮対策を推進します。

「予防保全型の維持管理」への転換に向けて、老朽化が進行した海岸堤防等の修繕・更新を推進します。

<対象事業>

- 1. 海岸保全施設整備事業（直轄）
- 2. 海岸保全施設整備事業（補助）

<事業の流れ>



※ 1の事業は、直轄で実施（国費率2/3）

<事業イメージ>

流域治水対策（海岸）

○津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安全・安心を確保

大規模地震による津波や高潮・高波などの災害リスクが高く、官公署・病院・重要交通等が存在する沿岸域において、既往最大クラスの津波・高潮等に対応した堤防等の整備を促進し、災害リスクを軽減する。



海岸保全施設の整備により、災害のリスクを軽減



更なる高潮・高波対策が必要な海岸

海岸保全施設の老朽化対策

○老朽化が進行した施設を修繕・更新し、安全性を確保

海岸に存在する老朽化が進行した海岸堤防等の修繕・更新を実施・完了することで、安全性を持続的に確保する。



61 卸売市場施設の防災・減災対策

【令和6年度補正予算額 229百万円】

<対策のポイント>

災害時においても国民への食料の安定供給を維持するため、国内の生鮮食料品等の流通の基幹的なインフラである卸売市場において、**防災・減災対応を行うための施設整備を支援**します。

<事業目標>

災害時に各都道府県の主要な卸売市場が業務を停止し、食料の安定供給ができなくなるリスクを回避

<事業の内容>

都道府県毎の主要な卸売市場において、想定される災害発生リスクに対応した防災・減災対応を行うための以下の施設整備を支援します。

1. 災害発生リスクがある地域からの移転

大雨や高潮等による浸水想定地区から高台等への移転再整備を支援します。

2. 施設の耐震化、耐水化、耐風化対策

施設の耐震補強、風水害を回避するための高上げ、補強等の整備を支援します。

3. 非常用電源施設、非常用燃料ストック施設 等

非常用発電機、発電機用燃料タンク等の整備を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

(卸売市場の被災)



大雨による浸水被害（荷捌場）



台風による浸水被害（売場内部）



地震による施設被害



(防災・減災対策)



浸水のおそれのある現在地から移転



耐水化、耐風化



耐震化

62 園芸産地における事業継続強化対策

【令和6年度補正予算額 260百万円】

<対策のポイント>

自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた**複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定**を支援します。また、**BCPの実行に必要な体制整備**や**BCPの実践に必要な取組**を支援します。

<事業目標>

全国の非常時の備えが必要な施設園芸等の産地において、BCPの策定とBCPに基づく対策を実施し、非常時の対応能力を向上 [令和7年度まで]

<事業の内容>

産地の生産部会等の単位で**複数農業者による共同の事業継続計画（BCP）**を策定し、**計画に基づく事業の継続や非常時の早期復旧に必要な体制整備、BCPの実践に必要な技能習得、災害復旧の取組実証、ハウスの補強等の被害防止対策**に資する取組を支援します。

1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等

- ① 事業継続計画の検討、策定
- ② 非常時の協力体制の構築

2. 園芸産地における事業継続計画の実践

- ① **自力施工等の技能習得、災害復旧の実証**
ア 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備
- ② **既存ハウスの補強等の被害防止対策**
ア 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置
イ 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入

<事業イメージ>

台風・大雪等の自然災害によって通常の農業生産が困難になるおそれ



・業務継続のため、地域の関係者が連携する体制を整備しておくことが重要
→産地での事業継続計画の策定と実践を加速化

【支援内容】

○産地単位や法人グループ単位で事業継続計画（BCP）を検討・策定、非常時の協力体制の構築



事業継続計画（BCP）



非常時の協力体制の構築

○自力施工等の技能習得、災害復旧の実証



ハウス自力施工研修など技能習得



自力施工体制の活用等による災害復旧の取組実証

○補強等の被害防止対策への取組



ハウスの補強



防風ネットの設置



非常用電源の共同利用

降電や浸水被害等の自然災害への被害防止対策に資する資材等の導入も可

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課 (03-3593-6496)

63 災害復旧等事業 <公共>

【令和6年度補正予算額 71,619百万円】

<対策のポイント>

令和6年能登半島地震、令和6年9月の豪雨及び梅雨前線豪雨等により被災した農林水産業施設・公共土木施設等を早期に復旧するための災害復旧等事業を実施します。

<事業目標>

被災した農林水産業施設・公共土木施設等の速やかな復旧整備

<事業の内容>

1. 災害復旧事業 54,817百万円

被災した農林水産業施設・公共土木施設等の復旧事業を実施します。

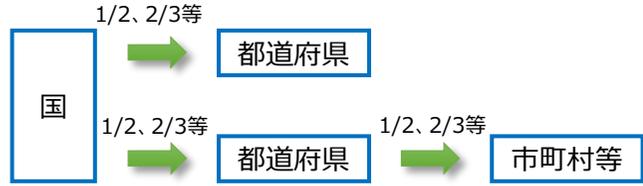
農業施設災害復旧事業	27,277百万円
山林施設災害復旧事業	21,397百万円
漁港施設災害復旧事業	6,143百万円

2. 災害関連事業 16,802百万円

再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改築又は補強等を実施します。

農業施設災害関連事業	1,105百万円
山林施設災害関連事業	14,940百万円
漁港施設災害関連事業	757百万円

<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施

<事業イメージ>

農地・農業用施設の被害状況



治山・林道施設、林地の被害状況



漁港施設・漁業用施設等の被害状況



【お問い合わせ先】 農村振興局防災課 (03-6744-2211)
 林野庁治山課 (03-3501-4756)
 水産庁防災漁村課 (03-3502-5638)

64 農地利用効率化等支援交付金のうち被災農業者支援タイプ

【令和6年度補正予算額 217百万円】

(令和5年度予備費 1,996百万円、令和6年度予備費 5,964百万円)

<対策のポイント>

令和6年能登半島地震及び能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から大雨により被害（二重被害も含む）を受けた農業者を支援するため、被災した農業用機械・施設の再建・修繕等を緊急的に支援します。

<事業目標>

令和6年能登半島地震及び能登半島大雨により被災した農業者の営農再開

<事業の内容>

令和6年能登半島地震及び能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨により被害（二重被害も含む）を受けた、農産物の生産・加工に必要な農業用機械・施設の再建・修繕等を支援します。

※ 被災農業者が復旧費用との差額を自己負担する場合又は個々の機械等の復旧費用の範囲内で同種の共同利用機械等を導入する場合には、被災したものより機能向上した機械等を導入することが可能。

<事業イメージ>

助成対象者	被災した農業者であって、農業用機械等の復旧後、営農を再開する者
助成内容	農業用機械、農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕等
補助率	農業用機械、畜舎等の再建・修繕等 1/2以内 農業用ハウスの再建・修繕等 1/2以内 (園芸施設共済の国庫負担分との合計。共済非加入者は最大3/10)

[農業用ハウスの再建]



[農業用機械の再取得]



<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)

65 持続的生産強化対策事業のうち産地緊急支援対策

【令和6年度補正予算額 710百万円】

(令和6年度予備費 200百万円)

<対策のポイント>
 令和6年1月の能登半島地震及び令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨の影響により作物、農地、農業機械等に被害を受けた産地に対し、産地再生に必要な農業機械のリースや、生産資材導入等に追加的に必要となる経費を支援します。

<事業目標>
 被災した農地における営農再開及び集出荷施設の出荷の回復等

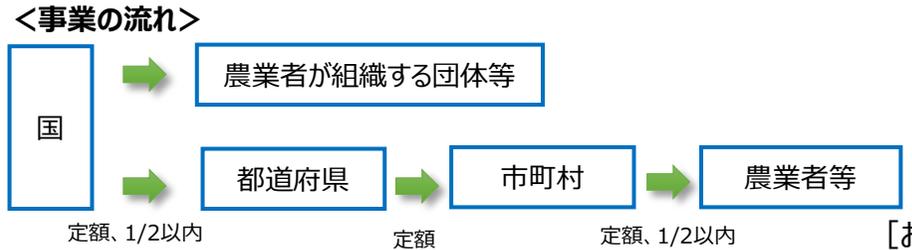
<事業の内容>

- 1. 営農再開に対する支援**
 被災により、一時的な作物転換や再播種・再定植を余儀なくされた場合に必要となる種苗の共同購入等に要する経費を支援します。
 また、作物残さの撤去等の栽培環境整備や、復旧した農地の土づくり、被災を機に作物転換等に取り組む場合に必要となる農業機械等のリース導入等に要する経費を支援します。
- 2. 集出荷施設等における農作物の集出荷円滑化等に対する支援**
 被災した集出荷施設等における簡易な補修、他の集出荷施設等への農産物の輸送に要する経費を支援します。
- 3. 浸水被害に対する水田農業継続に向けた支援**
 浸水被害を受けた地域において水田農業の継続に向け、土づくりや作業委託等に要する経費を支援します。
- 4. 震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援**
 事業実施主体が定める実施要領等により残さ撤去等の取組に対して支援します。

<事業イメージ>

支援対象	補助率
① 営農再開支援 ・早期営農再開及び作物転換・規模拡大に必要な生産資材等の経費 ・作物転換・規模拡大を図る場合に必要となる農業機械のリース導入経費	定額、1/2以内
② 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援 ・被災した集出荷施設等における簡易修繕に必要な経費 ・他の集出荷施設等への農作物の輸送に必要な経費	定額、1/2以内
③ 浸水被害に対する水田農業継続特別支援 ・堆肥・緑肥や土壌改良資材等の追加的な投入に必要な経費	定額、1/2以内
④ 震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援 ・国から配分される予算の範囲内で事業実施主体が設定した農業者が行う営農再開に向けた取組に対して支援	事業実施主体が定める実施要領等に基づいた補助率

<④震災後の二重被災に対する残さ撤去等の営農環境再整備支援>



【お問い合わせ先】 (1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
 (3、4の事業) 穀物課 (03-6744-2010)

66 被災木材加工流通施設等緊急復旧対策

【令和6年度補正予算額 100百万円】

(令和5年度予備費 433百万円、令和6年度予備費 821百万円)

<対策のポイント>

令和6年能登半島地震及び能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨により被災した木材加工流通施設等の復旧・整備を緊急的に支援します。

<事業目標>

地域材の安定的な供給体制の回復及び被災地域における林業・木材産業の生業の再建

<事業内容>

<事業イメージ>

被災した木材加工流通施設等の復旧対策

令和6年能登半島地震及び能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨により、被害を受けた木材加工流通施設等の復旧・整備や毀損した施設の撤去等を支援します。

【木材加工流通施設における被害】



被災者の生業の再建のため、被災施設の再整備を緊急的に支援

【施設の復旧イメージ】



<事業の流れ>



被災地域における林業・木材産業の生業の再建

67 水産業共同利用施設等復旧事業

【令和6年度補正予算額 490百万円】

【令和5年度予備費 651百万円、令和6年度予備費 1,630百万円】

<対策のポイント>

令和6年能登半島地震及び能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日からの大雨により被災した水産業共同利用施設や機器等の整備、共同利用に供する漁船の建造や中古漁船等の導入を支援します。

<事業目標>

我が国水産業において重要な位置を占める被災地の水産業の早期復興

<事業の内容>

1. 水産業共同利用施設復旧整備事業 400百万円

漁業協同組合等の水産業共同利用施設や機器（荷さばき施設、加工施設、冷凍冷蔵施設、製氷施設、養殖施設等）の再建、修繕、改築、整備に伴う既存施設の撤去や本格復興までに使用する施設の整備等を支援します。

2. 共同利用漁船等復旧支援対策事業 90百万円

省エネ、生産性向上、資源管理等を目的とした共同計画に基づき漁業協同組合等が行う漁船の建造、中古船及び漁具・漁労設備の導入に対して支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

水産業共同利用施設復旧整備事業

(補助対象施設の例)



荷さばき施設



加工施設



冷凍冷蔵施設

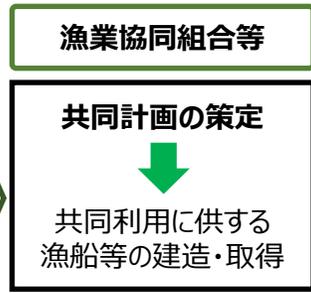


給油施設

共同利用漁船等復旧支援対策事業



被災漁業者
(漁船等甚大な被害)



漁船等の
復旧・
操業再開

地域漁業生産力の復興

【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2391)
(2の事業) 水産庁管理調整課 (03-3502-8476)